

第2回 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会 会議録（概要）

日 時	平成27年3月16日（月） 午後2時00分～午後4時00分	
場 所	豊栄のさと 2階 視聴覚室	
出席者	委員（9人）	金谷健 大久保庄衛 松本光右 桃瀬公成 嶋中まさ子 西澤一弘 七里咲江 中山進 土田雅孝（順不動）
	オブザーバー（6人）海東聡 宮川伸夫 北川徹 上田文夫 川嶋幸泰 安藤一成	
	事務局（6人）	
欠席者	委員（2人）	橋本征二 平山奈央子（順不動）
次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 前回委員会での指摘事項について ①委員会と組合の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・資料1 ②構成市町内自治会行事の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・資料2 ③他地域の応募期間詳細・・・・・・・・・・・・・・・・資料3 ④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較 (施設規模設定の根拠)・・・・・・・・・・・・・・・・資料4 (2) 今後のスケジュール案について ①委員会の今後2年間のスケジュールについて（案）・・・・資料5-1 ②各市町自治会と委員会の今後の2年間のスケジュールについて・資料5-2 ③委員会の発足からごみ焼却施設の竣工までの主な流れ（参考）・資料5-3 (3) 募集要件、選定要件の検討について ①他の地方公共団体の応募者資格・応募条件詳細（例）・・・・資料6-1 ②1市4町の助成事業等に関する応募者資格・応募条件（例）・・・・資料6-2 ③応募者資格・応募条件について（選定要件との関連性）（案）・資料6-3 ④選定要件の検討・・・・・・・・・・・・・・・・資料6-4 ⑤地域振興策のメニュー（案）について・・・・・・・・資料6-5 (4) その他 事前予告らし 次回の日程、内容等について 4 閉会	

会議内容	
1	開会
2	委員長あいさつ 金谷委員長からあいさつ

3 議題

4 閉会

1 開会

【事務局】時間が参りましたので開会いたします。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。なお、本日は橋本委員と平山委員より、予め欠席の連絡がありましたので報告いたします。それでは、委員長ご挨拶および議事の進行をお願いいたします。

2 あいさつ

【委員長】前回 12 月 16 日に開催しましたが、その間、事務局で前回の指摘事項に対する回答とかご検討いただいたと思います。それに基づき審議いただくと思いますのでお願いします。それから本日 2 名ご欠席ですが、参加者多数となっていますので会議が成立していることを確認します。なお、会議は公開としています。

議題 (1) 前回委員会での指摘事項について

①委員会と組合の役割分担

②構成市町内自治会行事の流れ

③他地域の応募期間詳細

④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較（施設規模設定の根拠）

【委員長】議題 (1) の説明をお願いします。

【事務局】議題 (1) - ①委員会と組合の役割分担について、議題 (1) - ②構成市町内自治会行事の流れについて、議題 (1) - ③他地域の応募期間詳細について、(1) - ④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較（施設規模設定の根拠）について説明を行う。

①委員会と組合の役割分担の説明

【事務局】資料 1 をご覧ください。選定委員会の役割は、要綱第 2 条で、募集要件の検討、選定要件の検討、候補地の評価・選定となっています。以上を大項目として、中項目で説明すると、募集要件の検討・決定については、選定委員会は、応募者資格、応募条件、応募期間の検討・決定となります。また、施設規模、地域振興策、応募申請書について検討・提言を行うこととなります。組合は、募集要件については調整をすることとし、具体的には、施設規模の積算決定、地域振興策の検討・決定、ちらしの内容決定、説明会の実施、募集受付対応をすることとなります。

続いて、選定要件の検討については、選定委員会は、選定要件の検討・決定、選定項目の検討・決定、配点検討・決定、選定方法の検討・決定、選定期間の検討・決定となります。組合は、選定要件の調整です。

最後に、候補地の評価選定については、選定委員会は、候補地の評価の検討・提言、候補地選定結果報告書の作成、候補地の選定結果の報告となります。組合は、候補地の決定という役割です。

①委員会と組合の役割分担の質問等

【委員長】資料 1 の選定委員会の募集要件の決定という部分は、提案にした方がいい。組合があくまで募集をするので、組合の募集要件の調整のところを、決定とした方が筋が通ると思いま

す。

○定住自立圏との関係

【委員】 初歩的な質問ですが、定住自立圏構想との兼ね合いはどうなっていますか。ごみ処理問題との関係はどうなっていますか。

【事務局】 直接的には定住自立圏構想にはのっていませんが、今後ごみの出し方とか分別方法について、広域の施設協議が進むにつれ、検討が必要と考えています。

②構成市町内自治会行事の流れの説明

【事務局】 **資料 2**として、自治会には、1 各自治会総会、2 学区連合自治会議、3 市町主催自治会長会議の3つの会議があります。1は、1市4町の自治会が1月から3月に行っており、内容は、次年度の役員選挙です。役員会議は概ね毎月開催され、案件によっては臨時総会も開催されます。2は、彦根以外はありません。彦根についても、毎月している、隔月でしている、全くしていない、の3通りあります。3は、彦根市は5月に1回、愛荘町年3回、豊郷町2回、甲良町1回、多賀町2回です。4月か5月頃の開催となっています。

②構成市町内自治会行事の流れの質問等

【委員】 **資料 2**の3の市町主催自治会長会議の開催月に各市町でバラつきがあるので、いつ募集をかけて、いつまでにやりますということは調整をされるのですか。

【委員長】 それについては、議題(2)の今後のスケジュール案で説明があると思います。

【委員長】 自治会総会は1~3月に行われますが、案件によっては臨時総会を開かれますから自治会の応募することの自治会内での検討は、無理がないと考えていい。学区連合自治会議と市町主催自治会長会議は募集を伝達するという意味合いになると思います。

③他地域の応募期間詳細の説明

【事務局】 **資料 3**他地域の応募期間の詳細について、A市の周知期間は、約8ヶ月で周知期間の内容は、候補地選定委員会の前に廃棄物処理施設のあり方市民検討委員会で検討。募集期間は約5ヶ月で、周知期間と募集期間を合わせると約13ヶ月。現在は一次選考候補地の3地区と協議中です。

B環境整備事務組合は、広報で募集予告を1度行い、再度広報(臨時号)で候補地選定方法の意見の公募、募集案内をしています。募集期間は短期だが公募する旨の事前周知を徹底したというコメントをいただきました。

C広域事務組合は、周知方法を回覧と広報として、2ヶ月の周知期間を設けておられる。募集期間は、1回目が5ヶ月、候補地が挙がらなかったため再募集を4ヶ月。周知・募集期間合わせて約11ヶ月です。

D市は、一般公募通知と説明開催案内全自治会長へ送付し、募集期間は8ヶ月です。

③他地域の応募期間詳細の質問等

【委員長】 4つの事例について説明がありましたが、私の方から1つ。C広域事務組合の現在の状況とこれまでの経緯のところの確認ですが、3地区5箇所の応募があり、H25. 11候補地決定とあって、その下にH25. 2候補地決定するが地元の反対で断念とありますが、25年2月に反対があり断念したが、11月に決定したということですね。

【事務局】 そのとおりです。

【委員長】 この候補地は、1 度決定したが地元の反対によって断念ということは、自治会を經由して自治会の合意のもとで応募をしたのではなく、地権者が直接応募できるようになっていたため、そうなったということですか。

【事務局】 自治会と地権者の両方の同意を得ています。得られていたのですが、自治会の住民の方まで理解されておらず、うまくいかなかったということです。

【委員長】 自治会の皆さんで色々な意見があったということですね。わかりました。

④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較（施設規模設定の根拠）の説明

【事務局】 **資料 4** 将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較について説明します。平成 17 年度から平成 32 年度までの数字については、平成 18 年度策定の「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」によります。施設の供用開始年度である平成 39 年度までは人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値、ごみ排出量は、1 日 1 人当たり排出量の平成 17 年～24 年度の平均値から算出しています。この結果、平成 39 年度のごみ総排出量は 52,614 トンとなり、湖東地域ごみ処理施設整備基本構想の計算式にあてはめると日量 52 トンとなり、約 4.0 h a の面積が必要となります。

④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較（施設規模設定の根拠）の質問等

【委員長】 結論的には、計画書の中に含んでいる施設規模は、再計算しても変更なしで確認したということですが、いかがでしょうか。スタート稼働開始予定が平成 39 年のためその時点で必要のごみ処理能力に合わせたということで、その後人口が減っていくため、ピークが開始時点だと。人口が増える前提だと最後の時期に合わせて施設を造りますが、緩やかに人口が減っていくので、ごみも暗黙の前提としてスタート時点で処理できればいいと、そういうことですね。

【事務局】 先生のおっしゃるとおりです。

結論

- ・選定委員会の役割分担の募集要件のところの決定という文言を提案にする。（募集はあくまで組合が行うもの）
- ・人口推計、ごみ排出量推計から、募集面積は 4 h a とする。

議題 (2) 今後のスケジュール案について

- ①委員会の今後の 2 年間のスケジュールについて（案）
- ②各市町自治会と委員会の今後の 2 年間のスケジュールについて（案）
- ③委員会の発足からごみ焼却施設の竣工までの主な流れ（参考）

【委員長】 議題 (2) について説明をお願いします。これは、①②③となっておりますが、全て繋がっていますので、まとめて説明してください。その後指摘をした方がいいと思います。

【事務局】 議題 (2) - ①委員会の今後の 2 年間のスケジュールについて（案）、議題 (2) - ②各町自治会と委員会の今後の 2 年間のスケジュールについて（案）、議題 (2) - ③委員会の発足からごみ焼却施設の竣工までの主な流れ（参考）について、まとめて説明を行う。

【事務局】 候補地の募集は平成 27 年 10 月から平成 28 年 7 月まで。その後選定作業を行い平成 29 年

3月に候補地を決定し、施設建設は平成39年度予定です。

【委員長】 前回に比べてかなり具体化されました。このスケジュールの中に議題(4)その他の事前予告ちらしが入っていますので、こちらもスケジュールの一部になってきますので、説明してください。

議題(4) その他

事前予告ちらし

【事務局】 議題(4) その他募集予告ちらし(案)について、募集を予告するちらしで、出すことにより募集する前に十分に周知できることが可能だと考えています。

【委員長】 今後のスケジュールと募集予告ちらしを含めてご意見、ご質問があればお願いしたいのですが、どうでしょうか。

【委員】 印刷ミスかもわかりませんが、8ページの委員会等の名称の中で、1 選定委員会 第3回、4、5、6、8、9、10とありますが、7が抜けていますが、予定としては、14回ですが、13回なのか基本的なことをお聞きしたいのですが。

【事務局】 全部で14回です。7が抜けています。

【委員長】 このスケジュールで決定していることは、27年度の10月から募集を開始したいということでしょうか。

【事務局】 はい。27年10月から募集を開始したいということです。

【委員長】 では、おっしゃるように7が抜けているので、8以降を1個繰り下げて、7、8、…13というふうに、報告書の作成を2回にしておきましょうか。

【事務局】 はい。

【委員長】 それから、8が7になり、1個ずれ、13のところは報告書の検討・作成にしておきましょうか。

【事務局】 はい。ありがとうございます。

【委員】 先ほども質問されましたが、定住自立圏構想との関係です。広域的にやるということも、どういう位置づけかということも、それぞれの役割分担をはっきりさせないと誤解を招くのではないかと思います。

【委員長】 今のご提案は、具体的にいうと募集予告ちらしとか募集ちらしのいずれかに文言をいれるのではなく、位置づけを説明すればどうですか、ということですね。

【委員】 はい。そういうことです。その方が読まれた方にとって、定住自立圏構想を知っておられる方は、中途半端な考えになってしまうと思いますので、書かれた方がいいのではないのでしょうか。

【委員長】 それについて、事務局はいかがでしょう。

【事務局】 私の覚えだけですが、定住自立圏構想に載っているのは、ごみ収集方法の統一のPRをするだけだったと思います。

【委員】 その部分も書かれたらどうですか。

【事務局】 組合からそれをいうことはできないです。ごみ処理施設建設のスケジュールを決めていただければ、その後のスケジュールは先ほどの説明のとおりとなり、平成39年が建設とな

ります。そのことは、本日各市町の課長も出席されていますので意思疎通は図れています。それに基づきごみ処理の統一の話は、定住自立圏構想の中で話をさせていただけると思います。情報提供を随時行いますので、定住自立圏構想にどのような文言を入れるかは、幹事である彦根市の方で考えていただけたらと思います。

【委員長】他ございますか。

【委員】1点確認ですが、10ページの流れの中で、用地買収の流れと書いていただけていますが、候補地の底地については、所有権を取得される、買収されるということを前提として理解しておいてよろしいでしょうか。

【事務局】募集要件のところで、あとで説明させていただきますが、昨年度この会の前身の、促進協議会というものがあまして、その中で、底地の借り上げも増えてきているという話をしておりましたので、その辺のことは検討したいと考えています。あくまで、今まででしたら買収が基本でしたので、それを書かせていただきました。土地の借り上げについても検討したいと考えています。

【委員長】買収に限らないということですね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【委員】周知方法の内容の中で自治会長会議の回数が出ていますが、市町村によって回数がまばらな部分があります。例えば、当町ですと区長相手の説明会はおそらく1回ですが、区長が入る村づくり協議会とか、村づくり代表者、自治振興をやっておられる人を対象にした説明会は、おそらく2回ほどあると思います。きめ細かにするのであれば、自治会長会だけでなく、それに見合う会議があれば、そこで説明するのもいいと思います。

【委員長】その件で、私から確認ですが、事前予告ちらしにしても、募集ちらしにしても、各市町の広報誌、例えば広報ひこねとかを使って、基本的にはこの圏域の全市民・町民に情報が行くという前提ですよ。自治会経由だけではなく、土地を持っておられる人が、それを見て色々と思案されると、それと並行して地元自治会の合意も必要になる。自治会経由だけで周知するのではなく、原則は各市町にストレートに周知するという前提でいいですよ。

【事務局】募集予告ちらしについては、自治会長会議を前提としています。公募ちらしの場合は、全戸配布をする予定です。

【委員長】私個人的なイメージとしては、基本は地権者だと思いますので、地権者になるべく早く候補地を募集する情報が行っている方がいいと思います。はい。そうですかというふうに数日で決まるものではないので、地権者のご家族とか親戚とかと相談をすとか、色々なことが考えられます。その期間は長い方がいいと思います。募集予告ちらしの文面を少し修正し、微調整をすれば5月くらいの広報に載せられるのではないですか。それで、事前予告された上で、自治会長会議で、もう少し詳細を伝えた方が、検討していただける地権者の方に対して検討する時間が長くなっていいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】もし仮に広報誌に載せるとしても、これから依頼をしてもいいのですが、4月号では締め切りがきています。

【委員長】だから、5月号ではどうですか。

【事務局】 5月号ですと4月の1週目が締め切りのため、間に合わないと思います。

【委員長】 間に合う範囲でされたらどうでしょうか。

【事務局】 はい。

【委員長】 おそらく、自治会長に話を伝えても、そこから次に伝わることはあり得ないので、6月でも構わないと思います。(広報誌の)スペースはとれるでしょうし、予算はかからないと思いますので、地権者に早く、直接情報が伝わる方がいいと思います。そうしておかないと、自治会長が市町から話を聞いて、自治会で説明しようとしても、聞かされていないと説明が大変になると思います。

【事務局】 もう一つご説明ですが、事前予告については、現在調整中です。行政とも議会とも調整していません。今日の委員会のために、提案させていただきました。これから議会と各市町とも調整をしていかないとはいけません。廃棄物担当課長には説明はしておりますが、総務部門とは調整をとっていません。

【委員長】 わかりました。全体のご意見いかがでしょうか。

【委員長】 全体のスケジュールとしては、平成27、28年度末には決めたいということですね。9ページのスケジュールですと27年の10月に募集開始で、募集要件を9月までに決めることが前提ですが、内容、範囲、具体的な数値とかについては、募集をかける段階で明確になっているという理解でよろしいですね。

【委員】 先ほど委員長が言われたように出来るだけ早く地権者に予告があればいいと思います。10月から募集開始というものの、私達で全て決められる状況にあるとは思いません。地域振興策とか予算とかどういう状況になるとか議会とか全部関連してきて、決定は議会の承認が要ると思います。地域の方に還元していくということを提案するわけですから、大変なお金のかかる話だと思うので、今度の議会は6月ですか。各市町の議会で承認をいただかないと精力的に調整を図らないと進まないと思います。応募が全然ないとなると大変困ることになりますが、その辺は、どうでしょうか。

【事務局】 この前の組合の議会でも質問されましたが、地域振興策は例えば額をいくらにしましょうということが決まったとしても議決案件ではありません。承認を得るものではないため、例えばそれに基づいて今すぐ契約しましょうというような契約書があるとしたら、重要契約なので議案になります。ただ、議会には何らかの形で説明はしなくてはなりませんので、各市町の全員協議会で報告をするなり、組合の全員協議会で説明をしますし、内諾のようなものは必要だと思います。まず、行政の総務部門、次に首長、そして議会がうんといってくれるかどうかです。第1回の委員会では4月1日から募集をしますと出させていただきましたが、調整が難しいということもあって、半年くらいは時間をかける必要があります。募集期間も、最初は6カ月と申しましたが、前回の皆さんの意見を参考にしながら、それから自治会の動きもみて、12カ月はちょっと長いので、10カ月にさせていただきました。その辺もその都度議会には説明しており、ご意見は色々いただいております。丁寧に説明をして理解を得ながら、進めて行きたいと思います。

【委員】 募集されるにあたり、施設の一番の特徴とかメリットを、募集要項の内容に取り入れ

てもらえばどうでしょうか。と申しますのも、以前予定を組まれて決まらなかった経緯もありますし、数多く手を挙げていただくために、どういう施設をめざしていくのかを内容にさせていただければと思います。大阪の舞洲の施設は、外国の方のデザインでディズニーランドのような建物になっています。コンセプトの話ですが、燃料を使わず風だけで焼却できる施設とかも特徴としていれて募集をされたら、応募があると思いますので、ちらしを含め案内に、思い切った特徴のあることを入れればどうかと思います。

【事務局】 熱回収をするので、その熱をどう利用するか書ければいいのですが、そこまで検討しておりませんので、いい案があればおっしゃっていただいて、施設に合致するものであれば、うまく取り入れていきたいと思います。施設の内容は次の段階の話になりますので、あくまで処理能力と熱回収はしますと、それから一番の目玉が地域振興策なので、そこで希望を持ってもらおうと思っています。

【委員長】 このお金を支出する時に、行政であれば根拠となる条例等に基づいてされますが、この地域振興策というのは、地元協力金とか全国的に色々な名称があります。その根拠となるのは大きく2種類あり、1つは廃棄物処理法の規定で、その種のものを出せるというふうに読める規定があつて、それを利用する場合と、あとは各地方自治体や組合が別個に条例や要綱を作って、それに基づいてやる場合が多いと思います。もちろんその都度議会に諮るといのもいいでしょうが、その辺りは検討した方がいいと思います。それで、もう1個は地域振興策というのが、例えば施設を造る時に一時金的な形で支出する場合と、あとは施設が出来た後に毎年毎年いくらか決めて支出する場合と、その併用とがあります。ですから、それも募集要項には書く必要があると思います。こういうふうにやりますとするのか、地元の方で選んで下さいとするのか、それも自由度を持たせるのか色々あると思いますので、その辺も含めて、支出の根拠となる広域の条例的なものにするのか、それとも廃棄物処理法上の規定に基づいてするのか、その辺りを検討された方がいいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】 今、先生がおっしゃったことと関連するのですが、2ページの役割分担のところの地域振興策の提言とありますが、この委員会の役割ということになっていまして、スケジュールをみますと募集要項の検討というところに地域振興策のことは書いてないのですが、募集要件には地域振興策が絡んできますので、そのところはどうなっているのかお聞きしたいです。

【事務局】 後の募集要項のところの説明させていただくつもりでしたので、資料の22ページに載せさせていただいておりますが、現段階でこのような感じを思っています。先生がおっしゃられた補助事業と自治体を中心になってやる要望事業というふうな振り分けをしながら、上限を設けその中でメニューを選択していただくイメージをしています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、地元配慮しなくてはいけないというだけなので、当然補助金を交付する場合は、補助金要綱、交付要綱が必要です。補助金交付要綱の根拠として、廃掃法の一文を出しているのが非常に多いので、補助金を出す場合は、そのような補助金交付要綱を作成すると思います。補助事業以外は、地元自治体が地元の財産をさわりに行く

可能性が高いため要望事業という形で進めて行くイメージです。目玉としては、11 番目ですが、自分の所はこんなことをして欲しいという提案をいただき、それが枠内で収まるのであれば、それをするという形も出来るのではと思っています。このメニューを見ていただいて、他にもこんなことしてあげたらどうですかという提案を選定委員会でしていただければ、検討しますので、よろしくお願いします。

結論

- ・平成 27 年 10 月から募集を開始する。（平成 28 年 7 月まで。2 年間で土地選定）
- ・底地の借り上げについても検討する。
- ・各市町の広報を使って土地公募の事前予告をする。
- ・地域振興策の額の決定等、募集開始までに調整する。（建設自治会だけにするのか、隣接自治会にも支払うのかを含め）また、補助事業を行う場合は、補助金要綱等を作成する。
- ・募集の際に、施設のメリットや特徴を載せることを検討する。

議題（3）募集要件、選定要件の検討について

- ①他の地方公共団体の応募者資格・応募条件詳細（例）
- ②1 市 4 町の助成事業等に関する応募者資格・応募条件（例）
- ③応募者資格・応募条件について（選定要件との関連性）（案）
- ④選定要件の検討
- ⑤地域振興策のメニュー（案）について

【委員長】 そうしましたら、3 番目の募集要件、選定要件の方にも繋がっていきますので、次の 3 番にいかしてもらってよろしいでしょうか。それでは、3 番目の方の説明をお願いします。

【事務局】 議題（3）-①他の地方公共団体の応募者資格・応募条件詳細（例）について、議題（3）-②1 市 4 町の助成事業等に関する応募者資格・応募条件（例）について、議題（3）-③応募者資格・応募条件について（選定要件との関連性）（案）について、議題（3）-④選定要件の検討について、議題（3）-⑤地域振興策のメニュー（案）について、説明を行う。

【委員長】 只今ご説明がありました、ご質問やご意見などいかがでしょうか。

【委員】 15 ページの応募条件の話をされましたが、選定項目とは別に 18 項目挙げていただいて、下の選定項目をいくつかピックアップされていますが、条件は多ければ多いほど選定はしにくくなるということも考えられると思いますが、この中でどれとどれを挙げて条件として受け入れるかというところは、どういうふうを考えておられますか。

【事務局】 おっしゃられるとおり応募条件を 18 項目挙げてしまうと募集される側にとっては、ある程度ハードルが高くなりますが、逆に当初にこういう資格を、応募条件を設けておくことによってせっかく出したのに、あとで却下されるということを防げるという 2 つの捉え方があると思います。

【委員長】 これは、募集要件をどう書くかによりますね。15 ページの応募要件の 7 の人家又は事業所等が存在しないことっていうのは、一見その通りかと思いますが、これもいってみたら 39 年の時点でなければいいわけで、応募時点ではあっても、地権者の人がそれまでに壊すとか、同意されていたら問題ない気がしますし、そういう意味でしたら、絶対条件でも

ない気がします。もし書かれるのであれば、用地買収の時点でとか、あるいは、この時点でという文言を付けといた方がいいと思います。もう1個気になったところは、応募条件の2です。4ha程度(±1ha)は、まずいです。先ほどの図で3.9haとなっているわけで、書かれるとするなら4ha~5haにしたらどうですか。それと、この前の7ページの既設のニーズがありますが、これも年度が4月になってコンサルが入ると思いますが、もう一度確認した方がいいと思います。緑地の広さとか色々な条件で、今の条件でもって、少し余裕を見た状態でいくつ必要なかをきっちり確認した方がいいと思います。レイアウトをもう一度確認した方がいいと思いますし、下限のところは、しっかりしておかないと±1haは、3haでは無理だと思います。あと、必要書類のところですが、規定の様式みたいなものを作成されますよね。そこで、4の各土地所有者一覧表ですが、こういったことは無いかとは思いますが、本当にその人の土地かどうかがわかる土地所有の確認みたいなものは付けなくてもいいのですか。それと、どういう権利関係になっているのかは必要だと思いますし、同意書は2種類あるのか、連名なのかわかりませんが、1枚ですと地権者と自治会(区長)ってことになりますよね。位置図とは、何ですか。

【事務局】 位置図は、この辺ですとわかるものであればOKです。

【委員長】 そうですか。わかりました。自治会の同意という部分は同意という表現で、例えば過半数とか2/3以上とかその辺はあえて付けないということですか。前にいったんOKして、反対され、賛成反対で揉めることもあると思いますし、同意の仕方をどうするかは、自治会にお任せするって方が。

【事務局】 総会の議事録を付けてもらえればいいと思います。自治会が過半数で承認のところもあれば、2/3以上もあると思いますし、8割以上のところもあるでしょうし、それにより自治会長は同意を付けると思います。

【委員長】 細かいことですが、自治会長は1月くらいで変わられて、年度がまたがると思いますが、どの時点での自治会長の同意かをはっきりさせておいた方がいいですね。事務的には提出する時点の自治会長かと思いますが、自治会総会で決まった時点の自治会長でよければ、実質的にスムーズだと思います。

【委員】 自治会総会議事録のイメージですが、まだ確定していない段階で自治会にかけようとするとか、こういう公募があるので応募しますという承認同意ということですか。

【事務局】 そうです。

【委員長】 議事録に書いておいてほしいことの要件を事務局が決めておかないと空振りすることになるので、そこは、応募書類の書式、あとは記載例とか必要な項目とかポイント等を用意された方がいいと思います。

【事務局】 公募まで半年あります。書式も作りますので、確認いただきご意見をお願いします。

【委員】 応募条件というとそれがクリアしているか、例えば、書類を提出する際には、(応募条件がクリアしていることを)説明できるのが普通だと思いますが、今の場合は、どちらかというと、こういうことが条件になっていてアカンところがありますよという意味でしたら審査条件になるのかなと思います。例えば、地元の方は動植物の生息関係とか活断層とか

判断しにくいところがあるので、それは、応募条件という言葉を使った方がいいのか、どうなのかなと思います。

【事務局】応募条件は、先ほど先生が言われた絶対条件に近いので、はねてしまう方に近いと思います。本日欠席されている、橋本先生が、表裏一体の話ですとおっしゃっておられましたので、絶対条件にして絶対にはねてしまうのであれば、応募条件にした方がいい、そうではなく、そういうことがあっても考慮して何とか点数を低くしたら考えてもいいというものは、選定要件の方に持ってくる作業を1つ1つ確認していく必要があると思います。

【委員長】そこは、おっしゃるように、なるべく応募条件を少なくした方がいいと思います。

【委員長】1個確認ですが、地権者のことですが、4とか5haになると、宅地じゃなく、農地とか森林になると思うのですが、そうなった時に、その地権者は土地が一体であっても、複数の場合もありますよね。名義上複数になっている場合やお父さんと息子とか、抵当に入っているとか、色々なケースが出てきます。あとは、どこかに貸しているとか、単純に1人が地権者になっていること以外も想定されると思います。そういうことを想定した形にしておかないといけないと思います。例えば農地で所有者は地権者はこの人でも、長年の慣行で隣の人の農家に貸しているとかの場合は、その人の同意は全くいらないか。

【事務局】小作人ですね。

【委員長】とか、親と子どもの共同名義とかあると思いますし、そういう時は当然その土地に複数の地権者がいたら、全員分必要になると思います。あとで、私は知らなかったでは困りますし、土地の権利の状態を記す書類は必要だと思います。借りている方の事例も確認しておいた方がいいと思います

【委員】解決には必ず補償の話が出ますので、それは全て調べておかないと。

【委員長】22ページ資料6-5の地域振興策のメニューですが、どういう対象というのを調べていただき、11ページから12ページ資料6-1にかけて、応募者資格で、ほとんどが地権者と地権者が立地する地元の自治会の同意。それはそれでいいと思いますが、地域振興策の方は、調べた結果、施設が立地している自治会だけの場合と、その隣接自治会に対しても地元協力金という形で支払われている場合も結構あります。応募は地元自治会でもいいですが、地域振興策を書かれる時に、どこかに係れた方がいいと思います。県内の事例を調べて、どうされているのかは検討された方がいいと思います。

【事務局】県内は全て調べています。単一でされているところもあります。財政当局と首長には、その場所だけにした方が手を挙げてもらいやすいと説明していますが、オブザーバーの方、主管課長と話している段階では、隣接自治会にも出した方がいいという話が出ていたので、詰める必要があります。

【委員長】隣接の話ですか。

【事務局】北の方では隣接地にもされていますので、その辺はきれいにいけるといのはわかりませんが、検討しています。

【委員長】少なくとも応募の時点では決めないといけないですね。

【事務局】はい。そうです。

【委員長】 他いかがでしょうか。

【委員】 地域振興策のメニュー案ですが、補助金の場合は、補助率の提示が必要になると思いますし、私のところではほとんどここに記された事業はあります。地元にあることによって道路とか環境とか管理している中で、一定額を補助金申請というのではなく協力金というような体制がとれるのであれば、地元説明はやり易いと思います。建設補助金は、建設時1回なら何千万というお金が入ってくる感覚はあるので、その辺を提示の時には説明が必要だと思います。

【事務局】 先ほども説明させていただきましたが、ある程度は踏み込んだところまで話はしておりますが調整中で、まだ出せないためこの形になっています。募集の時にそれを見せた方が地元としては、説明しやすいというのはわかります。どこまで出せるか現在調整中ですので、事務局に一任ください。

【委員長】 いつの時点というところが、選択制になるかもしれませんが。

【事務局】 そうですね。

【委員長】 どういう考えなのか。

【事務局】 1つは、補助事業については、構成市町どころもあるので、組合の補助事業にしたいと思っています。そうでないと補助率が変わると各市町がやりにくいと思います。

【委員長】 メニュー一覧が11項目ありますが、11番はもう少し自由度がある形で提案されてもいいのかなという印象を受けます。上限の金額ははっきり決めておいて、上限の金額といつの時点（施工時点か、稼働時点か土地の買収が終わった時点か、土地関係のところはきっちりした状態の時点か）は、はっきりさせる必要がありますが、自治会によって需要が違うと思いますので、例えば大きなものこれくらいの金額で出来るのであれば、公民館を新しくしたいとか、要望というのが、ここのハード事業の何とか事業というのが合わないのかなと思いますが、県内の色々な施設のメニューを参考にされていないのですか。

【事務局】 しています。地方活性化交付金は、はっきり言いますと現金です。現金がほしいと思われるところは、それを選ばれると思います。11番は色々な話は出来ると思います。このメニュー表は、県内のある市のメニューを参考にしています。

【委員長】 わかりました。それでは結構です。他いかがでしょうか。

【委員】 公募のちらしで、こういう施設が必要です、絶対安全できれいですというお年寄りのイメージを変えるちらしのような啓蒙が並行してあるか、前段としてあるべきではないでしょうか。

【事務局】 あくまで、ちらしの案ですので公募のことをお知らせするというだけです。今おっしゃられた安全な施設ですとか最新の施設で臭いもしませんか、そういった周知も出来ればいいと思います。検討させていただきます。

結論

- ・ 応募要件の4h a程度(±1h a)表現を4h a~5h aにする。
- ・ 応募書類の様式や記載例についても募集開始までに作成する。

議題(4) その他

次回の日程、内容等について

【委員長】 そうしましたら、4番目のその他、次回の日程と内容等についてお願いします

【事務局】 議題（4）その他 次回の日程、内容等について、説明を行う。

【事務局】 次回の日程、内容等について、スケジュールの方で説明したように、募集要件の検討を次回もしたいと思っています。今日挙げた項目の中で、こういう形の絶対的な要件を設定し、それ以外の部分を相対的な要件とすることを次回で検討していただきたいと思っています。

【委員長】 次回はいつ頃に開催を予定されていますか。

【事務局】 コンサル（業務を委託する）との関係もありますので、4月は無理かと思います。

【委員長】 気になるのは、先ほどお話にあったように募集をかける時点で、広域の議会と市町の議会の了解が要りますよね。それは、6月ですか。例えば募集要件ってところで2回委員会を開催するとして、議会とか各市町の了解の部分の関係はどうお考えですか。ちょうど3回と4回の間に議会が入るイメージなのか、議会で承認が要る案件については、4回目のところになってくるのか。

【事務局】 先ほど申しました、全員協議会といいますのは、議会ではありませんので、随時招集できます。当然組合の全員協議会も各市町も随時開催できますので、話が固まった段階で開催させていただこうと思っています。

【委員長】 事務局といいますか、行政サイドの考えが固まったうえで、募集要件とか提出の案を提示していただいて、それを2回かけて詰めていくということですね。そうするとわかりました。3回目は5月末か6月に3回目が開催される感じですかね。それと、本計画が8月とか

【事務局】 目処ですが、8ページに記載しています。変わることもあるかもしれませんが、その辺りはご了承ください。

【委員長】 27から28年で決めるということは変わってないわけですよね。それと、10月から来年28年度7月くらいまでに募集をかけたいということも変わっていませんよね。

【事務局】 変わっていません。

【委員長】 これからスケジュールが決まってきますよね。

【事務局】 ただ、募集要件の回数と選定要件の回数が比率が変わることがあると思います。

【委員長】 それはいいと思います。問題は募集要件を決めるまでのスケジュールです。2回は要ると思います。事前予告でも正式募集でもいいですが、地権者に早く情報を提供した方がいいと思います。次回については、この場で決められないので、また日程調整をお願いします。

【事務局】 はい。

【委員長】 他皆さんの方から何かありますでしょうか。

では、今日はこれで事務局の方にお返しします。